

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- ・取引先との連携を図り、多様な働き方を実現するためのテレワーク導入支援を推進する。
- ・サイバーセキュリティ対策強化に向けた助言・支援を行う。
- ・取引先との連携を通じ、健康経営の推進に関するノウハウの共有を行う。

### 2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

### 3. その他

- ・取引先に対して不合理な要請を行わず、取引条件や価格については、十分な協議・交渉を通じた合意に基づき、適切に決定します。
- ・当社が関与するサプライチェーン全体の共存共栄を目指し、直接の取引先をはじめとする関係各社へ、パートナーシップ構築宣言の趣旨の浸透を図ります。
- ・労働安全衛生に関する取り組みについて取引先と情報共有を行い、労働災害や事故の未然防止に努めます。

令和 8 年 1 月 30 日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社ウォールナット

企 業 名

代表取締役 斎藤 豊

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。